

第 64 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 3 年 8 月 2 日（月） 14 : 45 ~ 15 : 00

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 2 「本県における今後の対応について」

本部長発言

これまで長期間にわたり、県民の皆さま、事業者の皆さまが、感染拡大の防止に向けた各種対策にご理解、ご協力いただいていることに対し、改めて、心から感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療に当たられている医療従事者、関係者の皆さまにも、厚く御礼申し上げます。

このところ、全国の新規感染者数は 1 日 1 万 2 千人を超えるなど、東京都を中心とする首都圏、関西圏をはじめ、近隣県を含む多くの地域でこれまでにないスピードで感染が拡大している状況にあり、国において、「緊急事態宣言」の対象区域に首都圏の 3 県及び大阪府を、また「まん延防止等重点措置」の対象区域に 5 道府県を追加し、その実施期間をそれぞれ 8 月 31 日までとすることとなっている。

本県においては、7 月下旬まで一桁で落ちていた新規感染者数は、7 月 28 日に 33 人となって以降、30 日に 43 人、31 日に 34 人、昨日は 28 人と急増しており、昨日までの直近 1 週間の累積で 172 人、資料 1 にもあるとおり、先週の 5.5 倍となっている。7 月一か月間で 210 人の累積であるところ、7 月最後の 1 週間、8 月 1 日までで 172 人という状況である。

感染者の中で、60 歳代以上の高齢者は限られ、これまでの感染拡大期に比べて高齢者比率は大きく低下しており、ワクチン接種の効果が顕著に表れているものと思われる。

一方、直近 1 週間の状況としては、30 歳代以下の感染者の割合が約 8 割を占め、高齢者の比率の減少とは裏腹に、若い世代での感染が急拡大していること、また、感染経路が判明している方の中で、知人との交友活動が感染経路の過半数を占め、行動歴として会食等の機会があった感染者が約 6 割にのぼり、家庭や職場などにおいて拡がっていること、また、4 月以降の感染拡大の要因とされているアルファ株よりも 1.5 倍ほど感染力が高いと言われるデルタ株による感染が、県内においても拡がりを見せていること、などの特徴がある。

県内の感染拡大リスクが一層急激に高まり、まさに今、「感染急増段階」に入ったと言わざるを得ず、このまま感染の急拡大が続き、感染者数が累増していくことになれば、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率も必然的に高まり、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、ワクチン接種の円滑な実施や、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがある。

このため、今回、さらに警戒レベルを引き上げざるを得ないものと総合的に判断し、香川県対処方針に基づき、明日8月3日（火）から31日（火）まで、「感染拡大防止集中対策期」に位置づけることとする。

この「感染拡大防止集中対策期」においては、人の動きが活発化する夏休み期間中の感染の急拡大を食い止めるため、県民の皆さま、特に若い世代の方々には、デルタ株の出現によってこれまでとは異なり、感染及び重症化リスクが高まっていること、感染後の重い後遺症に苦しんでいらっしゃる方がいるということをご理解いただき、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、不要不急の外出そのものについて慎重に検討するとともに、外出、会食が必要な場合でも、極力、家族や普段会う人と少人数・短時間で対応し、県境をまたぐ移動を避けていただくなど、「2021 夏休み期間中の感染拡大防止行動」を強く意識して実践していただくよう、重ねてお願いする。

<2021 夏休み期間中の感染拡大防止行動>

- ・県内における不要不急の外出は慎重に検討
- ・他の都道府県との不要不急の往来、帰省や旅行及びこれに伴う会食は慎重に検討
特に、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の対象区域である都道府県との不要不急の往来、帰省や旅行及びこれに伴う会食は自粛を
都道府県を越えた移動がどうしても必要な場合には小規模分散型で
- ・外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動し、密閉・密集・密接が重なる「三密」の回避は当然として「一つの密」も回避
- ・会食をする場合は、「かがわ安心飲食認証店」など感染対策が徹底された飲食店等を利用し、普段会う人と少人数、短時間で行い、会話の時はマスクを着用

加えて、感染防止対策の一層の徹底と感染拡大地域を含めた県外からの集客抑制を図るため、特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設について、対策期間中の土曜日、日曜日、祝日を休館・休園とするとともに、対策期間中に行われる予定の県関連イベントについての中止・延期を検討することとしている。

また、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店への営業時間短縮の協力要請についても、検討を行うこととする。

私としては、ワクチン接種の進捗により所期の効果が得られ、一日も早く社会経済の状態が回復するよう、国、各市町とも連携し、県民の皆さま、事業者の皆さまと一緒に全力で取り組んでいくので、引き続き、ご理解、ご協力をお願いする。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、治療にあたっておられる医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではない。また、ワクチン接種は、強制ではなく、ご本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはならない。引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただくようあわせてお願いする。

議題3「営業時間短縮協力要請時における認証店の取扱いについて」

本部長発言

今後、感染防止対策として、飲食店の皆さまに、営業時間短縮の協力要請を行う場合、「かがわ安心飲食店認証制度」による認証店については、通常営業、または、営業時間短縮協力、どちらかの選択制とする。通常営業を可能とするが、時短要請に応じる場合は、協力金を支給する内容で考えている。逆に通常営業の場合は、協力金は支払われないこととなる。

なお、国の制度として、まん延防止等重点措置の実施や緊急事態宣言の発令がなされた場合には、県独自の認証店について選択制とすることは国の制度上できないとのことであり、適用されない。これは、特措法第24条第9項に基づく県独自の営業時間短縮の協力要請を行う場合の措置である。

飲食店の皆さまにおかれては、積極的に認証を取得していただき、感染防止対策の徹底を図るとともに、県民の皆さまには、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など感染対策が徹底された飲食店等をご利用いただきたいと考えている。

議題4「その他」

交流推進部長から資料に沿って説明

(「新うどん県泊まってかがわ割」の取扱いの一部変更について)

教育長から資料に沿って説明

(学校における対応について)

本部長発言

各部局におかれては、引き続き、新型コロナウイルスの対応について、県民の皆さまの安全・安心の確保を図るため、連携して全力で対応していただきたい。